

九州大学大学院地球社会統合科学府課程博士（甲）の学位論文取扱内規

制定 平成28年 6月 1日
最終改正 令和 8年 1月23日 承認
地球社会統合科学府教授会

（趣旨）

第1条 この内規は、九州大学大学院地球社会統合科学府課程博士の学位論文の取扱いについて、九州大学学位規則及び九州大学大学院地球社会統合科学府規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この内規に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）学位規則 九州大学学位規則をいう。
- （2）学府規則 九州大学大学院地球社会統合科学府規則をいう。
- （3）研究指導内規 地球社会統合科学府博士後期課程研究指導内規をいう。
- （4）本学府 九州大学大学院地球社会統合科学府をいう。
- （5）教授会 本学府の教授会をいう。
- （6）学府長 本学府の長をいう。
- （7）指導教員団 研究指導内規第2条第2項に定める指導教員団をいう。
- （8）主指導教員 研究指導内規第3条に定める主指導教員をいう。
- （9）博士学生 本学府の博士後期課程に在学中の者をいう。
- （10）論文 博士の学位論文をいう。

（論文を提出することのできる者）

第3条 この内規により、論文を提出することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第2項及び第3項の条件を満たしたものとする。

（1）（学府規則第15条第1項該当者）

- イ 修士課程を2年もしくは2年以上で修了し、博士学生として2年以上在学し、11単位以上（博士後期課程から本学府に入学した者にあたっては13単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けているもの
- ロ 修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められて博士学生となり、博士学生として2年以上在学し、13単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けているもの

（2）（学府規則第15条第2項該当者）

- イ 修士課程を2年もしくは2年以上で修了し、博士学生として1年以上在学している者で、教授会の議を経て、学府長が特に優れた研究業績を上げたと認めたもの
- ロ 修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められて博士学生となり、博士学生として1年以上在学している者で、教授会の議を経て、学府長が特に優れた研究業績を上げたと認めたもの

（3）（学位規則第8条第3項ただし書該当者）

本学府に博士学生として3年以上在学して11単位以上（博士後期課程から本学府に入学した者にあたっては13単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学（以下「単位修得退学」という。）した者で、退学後、学位規則の運用に関する申し合わせ（昭和37年5月8日評議会決定）に定める期間内に論文を提出するもの

- (4) 修士課程を1年で修了し、博士学生として2年以上在学している者で、教授会が特に優れた研究業績を上げたと認めたもの
- 2 (1) 国際コース以外の博士学生は、「博士総合演習」4単位、「博士演習」3単位の修得（博士論文中間発表の開催学期と同一の学期での修得見込みを含む）及び論文1本の掲載（掲載見込みを含む）の基準を満たした上で、公開による博士論文中間発表を終え、「博士個別研究指導」4単位を修得したもの、または修得見込みのもの
- (2) 国際コースの博士学生は、「Doctoral Integrated Seminar」4単位、「Doctoral Seminar」3単位の修得（博士論文中間発表の開催学期と同一の学期での修得見込みを含む）及び論文1本の掲載（掲載見込みを含む）の基準を満たした上で、公開による博士論文中間発表を終え、「Doctoral Dissertation Advising」4単位を修得したもの、または修得見込みのもの
- 3 所定の博士論文提出の基準を満たした上で、博士論文執筆資格取得申請書（別紙博甲様式1-1）を学府長に提出し、資格を取得したもの
（博士論文執筆資格取得）

第4条 前条第3項の博士論文執筆資格取得申請書（別紙博甲様式1-1）が提出された際は、学府長は教務委員会に審議を付託し、教授会でその結果を報告する。

（予備審査論文の提出）

第5条 前条に該当する者で論文を提出しようとする者は、指導教員団の承認を得て、予備審査論文提出申請書（別紙博甲様式1-2）と予備審査論文（紙媒体1冊及び電子ファイル）を学府長に提出しなければならない。

- 2 学位規則第26条に定める博士（理学）の学位を取得しようとする者は、参考論文（うち一編は申請者が第一著者である査読つき原著論文で原則として英文による）、及び事前に実施した予備口頭発表の概要をもって、前項に定める予備審査論文にかえることができる。予備口頭発表の概要は、指導教員団の承認を得て、予備口頭発表概要報告書（別紙博甲様式2）により提出するものとする。
- 3 学府長は、第1項に定める申請書類を受理したときは、教授会へ報告するものとする。
- 4 論文を提出しようとする者が第3条第1項第3号に該当する場合は、次のとおりとする。

(1) 第1項にある指導教員団は在籍時の指導教員団とする。

(2) 第2条(8)に定める主指導教員は在籍時の主指導教員とする。

(3) ただし、教務委員会の承認により、博士論文提出資格取得申請書の提出に先立って、指導教員団および主指導教員の変更を行うことができる。

（予備調査委員会）

第6条 教授会は、前条第3項に定める報告を受けたときは、予備調査委員会を置くものとする。

- 2 予備調査委員会は、予備審査論文が学位請求論文に相当するものとなるよう、題目の変更を含め、必要な指導を行うものとする。
- 3 予備調査委員会は5人（主査1人、副査4人）の予備調査委員をもって構成する。
- 4 予備調査委員会の主査は主指導教員とし、予備調査委員会設置申請書（別紙博甲様式1-3）を学府長に提出しなければならない。
- 5 予備調査委員会の副査は指導教員団の推薦に基づき教授会において、可否の投票により決定した者とする。（可は、出席者の過半数の賛成が必要である。）
- 6 第3項の予備調査委員には、原則、外部審査員として本学府以外の教員等を1名以上含むものとする。

7 予備調査委員に欠員が生じた場合は、学府長が指導教員団と協議のうえ、補充するものとする。

(論文提出資格の承認)

第7条 学府長は、前条に定める予備調査委員会の設置をもって、論文を提出しようとする者に対し論文提出資格を認め、当該者の氏名を公示し、予備審査論文提出申請書を公開するものとする。

(予備審査の終了及び解散)

第8条 予備審査論文の審査期間は、教授会が予備調査委員会を設置した日から起算して6月以内とし、その期間中に必ず口頭面接を行わなければならない。6月内に審査が終了しない場合は、予備調査委員会は教授会に報告の上、1回のみ予備審査の期限を3月延長することができる。当該期間内に審査が終了しない場合は、教授会が改めて予備調査委員会を設置するものとする。

2 前条に定める論文提出資格取得者が前項に定める審査期間中に家族の看護・介護及び出産・育児等男女共同参画に関する当面の方針（平成22年2月12日比較社会文化研究院教授会決定）に準ずる事由により予備調査の継続が困難であると予備調査委員会が判断した場合は、予備調査委員会は学府長に対して予備審査委員会の解散を願い出ることができる。

3 学府長は、前項に定める願い出を受理したときは、教授会へ報告するものとする。

4 指導教員団が第2項に定める予備調査委員会の解散事由が解消したと判断した場合は、学府長に予備調査委員会の再設置を求めることができる。

5 前項に定める予備調査委員会の再設置にあたって、解散前の予備調査委員会の構成員であった者については、第6条第5項に定める可否投票を免除することとする。

6 第5条第2項の規定により、参考論文及び予備口頭発表の概要を予備審査論文にかえて提出した者は、第1項に定める期間内に予備審査論文（原則として英文）を予備調査委員会に提出しなければならない。

7 予備調査委員会の主査は、予備審査論文に対して本学府が定める方法（剽窃チェックツールの使用）により剽窃チェックを行い、学位論文の剽窃に係る届出書（別紙博甲様式3-1）および当該チェックツールによる検査結果を併せて学府長に提出しなければならない。

8 予備調査委員会は、予備審査論文が学位請求論文として価値ある業績と認め、論文を受理すべきと判断した場合は、予備審査を終了し、学位論文予備審査の結果報告書（別紙博甲様式3-2）により学府長に報告するものとする。

9 学府長は、前項の報告を受けたときは、その旨を教授会構成員に通知しなければならない。

(論文の提出)

第9条 前条第8項により論文を受理すべきと判断された者は、主指導教員を経て、学府長に次の各号に掲げる必要書類を紙媒体及び電子ファイルで提出するものとする。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 主論文（紙媒体はファイル綴じ） | 1冊 |
| (2) 参考論文（ある場合） | 1冊 |
| (3) 学位論文審査願 | 1通（別紙様式1-1） |
| (4) 論文目録 | 1通（別紙様式2） |
| (5) 論文内容の要旨 | 1通（別紙様式3） |
| (6) 履歴書 | 1通（別紙様式4） |
| (7) 学位記表記文字等について | 1通（別紙様式7） |
| (8) 学位論文調書（主指導教員による） | 1通（別紙博甲様式4） |
| (9) 業績目録 | 1通（別紙博甲様式5） |

(10) 承諾書（主論文が共著論文の場合） 1通（別紙博甲様式6）

- 2 共著論文を主論文として提出できる者は、共同研究において主な役割をつとめ、その成果が共著論文の核心をなしていることが明確であり、かつ、その者が共著者名の筆頭に位置しており、論文としての提出に関して他の共著者の承諾書を取得しているものとする。

（論文の受理）

第10条 学府長は、前条第1項の提出に基づき、論文の受理を教授会において、可否の投票により決定するものとする。（可は、出席者の過半数の賛成が必要である。）

- 2 受理にあたって、教授会は、第11条に定める論文調査委員会の構成について、意見を述べるができる。

（論文調査委員の選定）

第11条 教授会は、前条第1項に定める教授会において論文の受理が可とされたときは、学位規則第10条第1項の規定により、学府長の付託に基づく論文の審査を行うため、論文調査委員会を置くものとする。

- 2 論文調査委員会は、5人（主査1人、副査4人）で構成し、原則として第6条第3項に定める予備調査委員を充てるものとする。

- 3 予備調査委員以外の教員等を論文調査委員として選考する場合には、教授会において、可否の投票（可は、出席者の過半数の賛成が必要である。）により決定するものとする。

（公開審査）

第12条 論文調査委員会は、公開による論文の調査及び最終試験（以下「公開審査」という。）を行うものとする。

- 2 主査は、公開審査を行う期日を、当該期日の5日前までに論文を提出した者に通知するものとする。

- 3 主査は、公開審査の開催を別紙博甲様式7により、学府長に届け出るものとする。

- 4 学府長は、前項の届出に基づき、公開審査について、公示するものとする。

（論文調査及び最終試験の終了）

第13条 学位規則第12条に定める最終試験の成績は、「合格」または「不合格」とする。

- 2 主査は、前条に定める公開審査を終了したときは、その結果を別紙様式6-1、6-2、博甲様式8-1、博甲様式8-2及び主論文（紙媒体1冊及び電子ファイル）により学府長に報告するものとする。

（学位論文公表データの提出）

第14条 学位授与資格の審査を受ける者は、公開審査の後、博士論文のインターネット公表確認書に、論文の全文及び要旨のデータファイルを添え、学位授与資格を審議する教授会の前までに、学府長に提出するものとする。

- 2 論文の全文及び要旨のデータは、原則として学位授与日から2月以内にインターネット上で公表することとする。

- 3 前項のデータの公表にあたっては、次の各号の理由がある場合は、博士論文インターネット公表確認書の提出により非公開とすることができる。

(1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由によりインターネットの利用による公表ができない。

(2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用による公表ができない。

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与さ

れた者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる。

(4) その他学府においてやむを得ない事由があると認められる場合。

(教授会の審査)

第15条 学府長は、第13条第2項の報告を受けたときは、学位規則第14条に定める教授会（構成員の3分の2以上の出席が必要である。）を招集するものとする。

2 論文調査委員会は、前項の教授会において論文の調査及び最終試験の結果について、第13条第2項に定める様式等により、報告を行うものとする。

3 教授会は、前項の報告に基づいて審査し、学位を授与すべきか否かを投票（可は、出席者の3分の2以上の賛成が必要である。）により決定する。

(その他)

第16条 この内規に定めるもののほか、九州大学大学院地球社会統合科学府課程博士の学位論文の取扱いについて必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後のこの内規は、令和3年4月1日に本学府に入学するものから適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和3年12月17日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後のこの内規は、令和6年4月1日に本学府に入学するものから適用し、令和6年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和7年10月24日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和8年1月23日から施行する。